

委 任 状

年 月 日

委任者 住所（所在地）

氏名（法人名）



長野県県税等徴収金（自動車税）に係る過誤納金とこれらに加算される還付加算金を受領する
一切の権限を下記のとおり委任します。

記

登 録 番 号		長野・松本・諏訪・安曇野・南信州													
受 任 者	郵便番号	〒				－									
	住 所 (所在地)	県										方書			
	氏 名 (法人名)														
	連絡先の 電話番号	自宅 勤務先 () － 携帯										法人の場合 担当者氏名			
受 領 方 法 (該当番号を○で囲 んでください)	1. 口座振込を希望する。 銀行（金庫・組合・農協） 支店（支所） 1. 普通 2. 当座 口座番号 口座名義（カタカナ） 2. 八十二長野銀行の本（支）店の窓口で受け取る。（受任者の住所が長野県内の場合のみ）														
還 付 理 由 (該当番号を○で囲んで ください)	発生日 年 月 日 （必ず記入してください。） 1 抹消 2 重複納入 3 その他（理由を具体的に書いてください。）														
納税通知書の住所と印鑑証明書の住所が異なる場合には、最初に登録したときの住所を次の括弧内に記入してください。 ()															

※添付書類… 押印した印鑑の印鑑証明書（発行後 6 ヶ月以内の原本。なお過誤納金が発生することとなった領収書の提示（口座振替領収書を除く）があったときは、印鑑証明書の添付が無くても受理します。）

(注) 1 委任状の提出期間は抹消登録の日以後、15 日以内（必着）です。抹消予定の場合は受理できません。なお、提出期限が休日にあたる場合は、その前日となります。詳しくは県税事務所または県庁税務課までお問い合わせください。
2 納税通知書の氏名（法人名）、住所（所在地）に変更が生じた場合は、その事実を証明する書類（戸籍抄本、住民票、登記事項証明書等）を添付してください。
3 この委任状を提出された場合でも、委任者に未納の徴収金があるときは、地方税法第 17 条の 2 の規定により当該未納の徴収金に充当するため、委任状の受任者に還付されないことがあります。